

【指定管理仕様書資料⑧】

岐阜市スポーツ交流センター 一般ゴミ収集運搬業務

- 1 業務名 岐阜市スポーツ交流センター 一般ゴミ収集運搬業務
- 2 業務場所 岐阜市スポーツ交流センター（岐阜市曾我屋1丁目145番地1）
- 3 契約期間 契約締結日 から 令和 年 月 日 まで
- 4 業務目的 岐阜市スポーツ交流センターから排出される一般廃棄物の収集運搬
- 5 業務内容 岐阜市スポーツ交流センターから排出される一般廃棄物を収集し、発注者が指定する場所への運搬を週1回行うこと。
- 6 業務中の事故等による損害
業務中に生じた受注者又は第三者の損害については、市は責任を負わない。当該損害については、受注者が責任を負うものとする。
- 7 支払方法
契約代金の支払いについては、毎月業務終了後、受注者の請求により契約金額を支払うものとする。なお、請求書の提出前には、完了届を提出すること。
- 8 その他
前各号のほか臨時に発生した事項については、その都度、市職員の指示を受けて処置するものとする。